

2019.8.9

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆幼児教育・保育の無償化に関する特設ページが公開される◆

8月5日に、幼児教育・保育の無償化に関する内閣府の特設ページが公開されました。
よくある質問について取りまとめたQ&Aのページのほか、無償化の範囲及び対象施設等に関するフローチャートなども掲載されておりますので、今後の在園及び新入園の保護者への説明資料としてご活用ください。

なお、日本語のほか、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語に対応したページも用意されておりますので、日本語での対応が難しい外国籍の保護者への説明にも有用かと思われます。

【内閣府特設HP】 幼児教育・保育の無償化はじまります。

<https://www.youhomushouka.go.jp/>

◆「平成 30 年教育・保育施設等における事故報告の集計結果が公表される◆

8月6日、内閣府HPにて『平成 30 年教育・保育施設等における事故報告集計』の公表及び事故防止対策について」が公表されました。平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間内に報告された、教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の報告を取りまとめて公表したもので、あわせて事故防止対策の取組についても紹介しています。

平成 30 年中に死亡 9 件、負傷等 1632 件の計 1641 件が報告され、負傷等のうち 1330 件が骨折によるものとのことで、施設形態ごとに「事故の種別（死亡・負傷等）」「年齢別」「場所別」の集計がなされています。また、死亡事故については死因・発生時の状況も取りまとめられ、死因は「病死」が 1 件、「その他（原因未確定・不明等）」が 8 件で、発生時の状況は「睡眠中」が 8 件、「その他」1 件となっています。

昨今の報道及び行政からの注意喚起など、虐待防止も含めて、子どもの安全確保への取組が求められていることから、組織内での定期的な啓発や研修機会の設定を行うことも大切であると考えられます。

事故の詳細については、下記リンク「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」をご参照ください。なお、平成 30 年のものについては、平成 30 年 6 月 29 日までのものが公表されています。

「平成 30 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko_taisaku.pdf

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【施設・事業者向け】<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s59-4.pdf>

【別添 1】<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s59-2.pdf>

【別添 2】<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s59-3.pdf>

特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#database>

◆幼保連携型認定こども園の設備基準が一部改正される◆

7 月 31 日、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」が公布・施行され、幼保連携型認定こども園の設備基準が一部改正されました。

6 月 25 日より全面施行の改正建築基準法（平成 30 年法律第 67 号）において、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3 階建てで延べ面積が 200 ㎡未満のものが除かれましたが、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能については、子どもの安全確保の観点から、従前より建築基準法による基準に加え、設置基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）による上乘せ基準（より高い基準）を求めているところであり、これを維持するために、幼保連携型の基準について必要な改正を行うものです。

下記リンク「説明資料」の 2 ページ目に改正後の幼保連携型認定こども園の耐火性について表でまとめられておりますので、ご参照ください。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

（令和元年内閣府/文部科学省/厚生労働省令第一号）

本文：

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r010731/ho
nbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r010731/ho
nbun.pdf)

説明資料：

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r010731/se
tsume.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r010731/se
tsume.pdf)

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331(代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net

|||||